

相続土地国庫帰属制度の相談対応を令和5年2月22日（水）から開始します。

相談は事前予約制となりますので、次のURLにアクセスするか、下記の間合せ先に電話により予約をしてください。

相談方法は、①名古屋法務局不動産登記部門地図整備室における対面相談又は、②電話相談のどちらかを選択することができます。

なお、相談の対応は、名古屋法務局本局のみとなり、支局及び出張所では行いませんので、御了承ください。

#### 【法務局手続案内予約サービス】

[https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-jbt-u/reserve/offerList\\_initDisplay.action](https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu-jbt-u/reserve/offerList_initDisplay.action)

また、次のURLにアクセスして、「相続土地国庫帰属制度において引き取ることができない土地の要件」を確認してから相談予約をすることをお勧めします。

#### 【相続土地国庫帰属制度において引き取ることができない土地の要件】

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05\\_00461.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji05_00461.html)

相続土地国庫帰属制度について、御不明な点があれば、次の間合せ先まで連絡をお願いいたします。

間合せ先：名古屋法務局不動産登記部門地図整備室

TEL:052-952-8111（代）

（アナウンスの途中に、「4」を2回押して、国庫帰属の相談について電話したことを説明していただければ、担当窓口につながります。）